

「金沢市公務員獣医師体験実習」実施要領

R6. 7. 11 決裁

R8. 7. 13 改正

1 実施目的

獣医系大学在学学生（以下「在学学生」という。）及び獣医師免許取得者（以下「既卒獣医師」という。）を対象に、本市の獣医師職員が勤務する職場での就労体験やリカレント教育をとおして、公務員獣医師の業務の重要性や、やりがいを経験してもらい、公務員獣医師への関心を高めることにより、人材の確保につなげる。

2 実習受け入れ対象及び時期

在学学生（学年不問）及び既卒獣医師（年齢不問）
土日・祝日及び12月29日～1月3日を除く通年

3 申し込み方法

受講希望者は、担当課所（食肉衛生検査所）に、次の内容を記載したメール、金沢市電子申請サービス、又は書類（別紙1）で、実習開始日の概ね2ヶ月前までに、申請するものとする。

- ・受講希望者の住所、氏名、連絡先、メールアドレス
- ・既卒者獣医師は、大学名、獣医師免許の写し
- ・在学学生は大学名、学年
- ・受講希望コース
3日間及び5日間のコースを選択
- ・受講希望日
- ・受講希望動機
- ・誓約書（別紙2）

4 実習の決定及び通知

受講申し込みに対し、担当課所は関係課所の担当者と協議し、受け入れの可否を決定する。
受講が決定した際は、決定の通知をメールまたは書類（別紙3）で行う。

5 実習の内容

実 習 内 容：3日間、5日間の2コース（別紙4）

但し、受講生の希望に応じ、期間や時間帯の調整を可能とする。

受け入れ人数：一期間に概ね2名程度までとする。

6 誓約事項

- ・法令及び金沢市の条例等を誠実に遵守する。
- ・実習中に知り得た情報を実習中及び実習後においても漏らさない
- ・無断撮影及び図面、文書、物品等の無断持ち出しを行わない。
- ・実習指導者の指揮及び監督に従う。
- ・職場秩序を守り、実習生として品位品格を損なうような行為は行わない。
- ・正当な事由が無い限り、実習を欠席しない。やむを得ず欠席する場合は、事前に申し出る。
- ・業務の都合上、実習日及び実習時間の変更がある場合には、これに従う。
- ・傷害保険及び損害賠償保険に加入する。なお、保険については実習開始までに保険証書の写しを提出する。
- ・実習中の事故に関しては、自らの責任において対応する。
- ・故意又は過失により金沢市又は第三者に対して損害を与えたときは、直ちに自らの責任において賠償する。

7 交通費及び宿泊費の助成

受講のために必要な交通費及び宿泊費については、毎年度の予算の範囲内で、別表のとおり助成で

きるものとする。

8 その他

- ・受講に際し、賃金、報酬及び手当でその他の費用を支給しない。
- ・受講に際しては、毎日の実習報告書を担当課所に提出する。
- ・大学への受講報告が必要な場合は、担当課所は、実習報告書に基づき受講証明書等を発行できるものとする。

附 則

この要領は、令和6年7月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年5月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年7月13日から施行する。

別表（7 関係）

1 助成項目及び金額

交通費	金沢市職員等旅費条例に準じて、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算した、受講者の居住地から本市までの往復の交通費の2分の1。但し、14,000円を上限とする。 なお、自動車による交通費については助成を行わない。
宿泊費	実習を受けるために宿泊施設を利用する際の宿泊費の実費。但し、5泊分までとし、1泊につき4,500円を上限とする。

2 申請

受講生は、実習終了後速やかに振込依頼書（別紙5）に必要事項を記載のうえ必要書類を添えて申請すること。